

静岡県告示第829号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 (略)			1 (略)		
2 元売機関及びその業務を行う店舗			2 元売機関及びその業務を行う店舗		
元売機関名	証紙の売渡し 業務を行う店 舗	所在地	元売機関名	証紙の売渡し 業務を行う店 舗	所在地
(略)			(略)		
スルガ銀行株 式会社	(略)	(略)	スルガ銀行株 式会社	(略)	(略)
	函南支店	(略)		函南支店	(略)
	伊豆中央支店	伊豆の国市吉 田153番地の1		裾野支店	(略)
	裾野支店	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定は令和3年10月18日から適用する。